

(仮称)火の山パルスゴンドラ建設工事 予定工程表(案)

2024年5月

		R5年度			R6(2024年)								R7(2025年)												R8(2026年)					R9(2027年)										
		1	2	3	R6年度				R7年度				R7年度				R8年度					1	2	3																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
索道設計					基本設計				実施設計																															
海上保安庁申請		-----																																						
環境省申請		山頂地質作業許可			支柱地質作業許可				事前協議				新規駅舎・索道・伐採																											
鉄道事業法申請					申請書類作成				事前協議				中国運輸局本申請									検査申請・手続・段取・報告																		
建築確認申請																																								
各種申請協議		-----			行政協議																																			
線路測量		ドローン測量																																						
ボーリング調査		先行山頂			支柱				山麓停留場																															
山頂解体(国立公園内)													上駅解体				上駅解体完了R7/12																							
山麓解体													下駅解体				下駅解体完了R7/12																							
機械製作																																								
線下伐採									ロープウェイ営業終了R6/11末				伐採									搬出																		
山頂停留場工事									仮設工事基礎工事				ステージ工事(土工)				監視室建築																							
山麓停留場工事													仮設工事基礎工事				ステージ基礎				運転室建築																			
支柱建設工事									仮設工事基礎3.4号柱								仮設工事				基礎1.2号柱					支柱建方														
機械組立													山頂機械								山麓機械																			
塗装工事																										機械・支柱														
電気工事																										線路・機械														
鋼索工事																										駅舎前方支障物不可														
搬器工事																										★受電必要														
調整工事																																								
社内検査																																								
運輸局検査																																								
下関市引渡検査																																								
習熟訓練																																								
園内道路①																																								
管理用道路②																																								
登山道③																																								

<注記>
 ・線下伐採を冬期(R6.1~3)に事前実施。
 ・工事は他工事との調整が多くなる山頂より着手。山頂停留場と3.4号支柱の基礎工事は同時施工必要。
 ・3~4号+山頂停留場の切土工事が発生する場合には、更に事前施工必要。
 ・但し、鋼索工事(ロープ延線工事)~運輸局検査の期間は、各停留場線路方向の支障物は不可。(ロープウェイ稼働する為)

<現在課題点>
 ①線路測量しないと線路実施設計ができない→支柱位置や高さが決まらない→環境省事前手続き+ボーリング調査できない
 ②線路実施設計ができない→索道設計~索道事業許可申請書の作成ができない→環境省申請添付資料の作成ができない
 ③線路実施設計ができない→機械品製作に着手できない(詳細仕様協議ができない)

